

社会教育団体の手引き



社会教育とは・・・

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）のこと。

- ・・・音楽、芸術やスポーツなどを自ら学び、仲間と高め合う活動
- ・・・学校以外の場所で、自分自身を教育する活動

○社会教育団体の認定を受けるとどうなる？

社会教育に関する事業を実施することを主たる目的とし、継続的かつ計画的に活動している団体を、焼津市が認定することで、市内地域交流センターを認定された目的で使用するとき、使用料の半分を減額できます。

…社会教育活動の場所として地域交流センターを提供！

○認定を受けるためには以下の条件を満たす必要があります

(1) 公の支配に属しない団体であること

（※団体に国または公共団体による規制、監督がないこと）

(2) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、継続的かつ計画的に活動している団体であること

(3) 次の事業又は行為を行わない団体であること

- ・ 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
- ・ 特定の政党の利害に関する事業又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為
- ・ 特定の宗派を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為

(4) 組織及び運営に関し、次の要件を備えている団体であること

- ・ 団体としての規約を有し、構成員の資格要件及び加入方法、団体の運営方法、役員の選出方法やその役割等が明確であること
- ・ 団体の構成員が5人以上で、その過半数が市内に在住、在勤又は在学していること
- ・ 団体の活動拠点又は主たる事務所が市内にあること
- ・ 未成年者のみによって構成されている団体については、成人の指導者等がいること

○認定までの手順

①「焼津市社会教育団体認定申請書」を準備

焼津市生きがい・交流部スマイルライフ推進課窓口、焼津市内地域交流センター窓口、焼津市ホームページからのダウンロードで入手できます。市ホームページから電子申請もできます。

※社会教育団体登録申請書は、地域交流センターの予約するために必要な公共施設予約システムへの登録申請書も兼ねています。

②提出書類を作成し、郵送または窓口持参にて提出

提出が必要な書類は以下の通りです。

- 焼津市社会教育団体認定申請書

※以下、様式は自由

- 団体規約（会則）

- 役員名簿

- 会員名簿（構成員が5名以上で、過半数が焼津市在住、在勤または在学とわかるもの）

- 事業計画書及び事業報告書（団体のもつ最新の資料で可）

- 収支予算書及び収支決算書（　　//　　）

- 総会資料等、団体の組織や活動内容がわかる資料があれば添付

③審査

認定まで通常2週間程度かかりますので、早めの提出をお願いします。また、提出して頂いた内容について、団体の連絡先または代表者の方へ問い合わせをさせていただく場合もございますのでご了承ください。

④社会教育団体認定完了通知の送付

申請書に記載して頂いた団体の連絡先宛てに、社会教育団体の認定の完了通知を送付します。通知に記載されている【利用者ID】および【パスワード】を使い、公共施設予約システムで地域交流センターを予約いただくことで地域交流センター使用料の減免が受けられます。利用者IDおよびパスワードは適切に管理してください。

✓をつけながら
確認しよう！



○申請した内容に変更があったら・・・

規約や事業計画の大幅な変更、代表者・事務局の変更があった場合は「焼津市社会教育団体認定事項変更届出書」の提出により届け出てください。
届け出の用紙は、生きがい・交流部スマイルライフ推進課窓口、焼津市内地域交流センター窓口入手できます。書類は、郵送または窓口にて受付をします。
焼津市ホームページから電子申請することもできます。(詳細はお問合せください)
また、団体が解散または活動しなくなった時は、必ず連絡してください。

○市内の地域交流センターの位置図

